

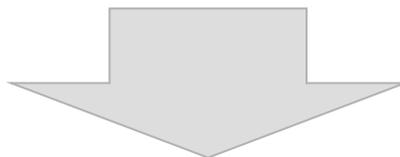
# 解釈の明確化について

令和6年1月

経済産業省知的財産政策室

# 問題意識

- 我が国企業・研究機関から海外への技術流出が、依然として続いている。
- こうした中、外国の法令遵守のために、日本の不正競争防止法に違反する行為がなされる可能性が懸念される。



## 逐条解説の改訂方針（案）

- 不正競争防止法では、海外への営業秘密漏えい対策の一環として、海外重罰規定を設けており、相手方が日本国外においてその営業秘密を使用する目的を有することを知った上での営業秘密不正開示行為について、通常より重い処罰を規定している。（第21条第4項第2号・同条第5項第2号）
- 上述の懸念に対応すべく、逐条解説中の海外重罰の対象となる「開示」に関して、脚注において以下のような文言を追記し解釈の明確化を図る予定。
  - 営業秘密侵害罪について、**当該行為が、政府に対して情報提供を義務付けることを内容とする外国の法令に基づく行為であることの一事をもって、違法性が阻却されるものではない。**